

令和４年度名古屋市教育委員会第27号議案

名古屋市子ども適応相談センター処務規則の一部を改正する規則
案について

1 改正理由・内容

第3 サテライト開設準備や開設後のサテライト統括機能の強化に対応するため、事務係を設置するとともに、局としての不登校対応の強化を図るため、子ども適応相談センターを指導部から新しい学校づくり推進部へ移管します。

2 施行期日

令和５年４月１日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(令和５年３月24日提出 総務部総務課)



名古屋市子ども適応相談センター処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市子ども適応相談センター処務規則の一部を改正する規則

名古屋市子ども適応相談センター処務規則（昭和63年名古屋市教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「指導部」を「新しい学校づくり推進部」に改める。

第 2 条第 3 項中「教育相談部長」を「事務係長」に改める。

第 3 条の見出しを「（組織）」に改め、同条第 1 項中「部を」を「組織を」

に、「教育相談部」を「事務係
教育相談部」に改め、同条第 2 項中「部の」を「部及び係の」に改め、同項教育相談部の項の前に次のように加える。

事務係

- (1) 文書の收受及び発送並びに公印の管守に関すること。
- (2) 人事、給与及び予算決算の手續並びに物品の購入及び検収その他の会計事務に関すること。
- (3) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(4) 部の主管に属しないこと。

第3条第2項教育相談部の項第4号を削る。

第4条の見出しを「(部長等)」に改め、同条第1項中「部長」の次に「、係に係長」を加え、同条第2項中「部長」の次に「及び係長」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(公所と称する規則の一部改正)

2 公所と称する規則(昭和52年名古屋市教育委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

「野外教育センター
子ども適応相談センター」を「子ども適応相談センター
野外教育センター」に改める。

(参 考)

新 旧 対 照

名古屋市子ども適応相談センター処務規則（抜すい）

改 正 案	現 行
(所属) 第1条 名古屋市子ども適応相談センター（以下「センター」という。）は、<u>新しい学校づくり推進部</u>に属する。 (所長その他の職員) 第2条 (略) 2 (略) 3 所長に事故があるときは、<u>事務係長</u>がその職務を代理する。 (組織) 第3条 センターに次の<u>組織</u>を置く。 <u>事務係</u> 教育相談部 適応指導部 2 <u>部及び係</u>の分掌事務は、次のとおりとする。 <u>事務係</u> (1) <u>文書の収受及び発送並びに公印の管守に関すること。</u> (2) <u>人事、給与及び予算決算の手續並びに物品の購入及び検収その他の会計事務に関すること。</u>	(所属) 第1条 名古屋市子ども適応相談センター（以下「センター」という。）は、<u>指導部</u>に属する。 (所長その他の職員) 第2条 (略) 2 (略) 3 所長に事故があるときは、<u>教育相談部長</u>がその職務を代理する。 (センターの部) 第3条 センターに次の<u>部</u>を置く。 教育相談部 適応指導部 2 部の分掌事務は、次のとおりとする。

(3) <u>施設及び設備の維持管理に関すること。</u> (4) <u>部の主管に属しないこと。</u> 教育相談部 (1)～(3) (略) 適応指導部 (略) (部長等) 第4条 部に部長、<u>係に係長</u>を置く。 2 部長<u>及び係長</u>は、上司の命を受けて所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	教育相談部 (1)～(3) (略) (4) <u>他の部の主管に属しないこと。</u> 適応指導部 (略) (部長) 第4条 部に部長を置く。 2 部長は、上司の命を受けて所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
---	--